

オーストラリア・ニュージーランド二国間自由貿易協定(FTA)の成立経緯と特徴

誌名	北海道大学農経論叢
ISSN	03855961
著者名	澤内,大輔 山本,康貴
発行元	北海道大学農学部農業経済学教室
巻/号	60集
巻号補足	
掲載ページ	p. 129-145
発行年月	2004年3月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター

Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



オーストラリア・ニュージーランド二国間自由貿易協定(FTA) の成立経緯と特徴

澤 内 大 輔・山 本 康 貴

Review of the Background on the Free Trade Agreement between Australia and New Zealand

Daisuke SAWAUCHI and Yasutaka YAMAMOTO

Summary

The Australia New Zealand Closer Economic Relations Trade Agreement (CER Agreement) is a free trade agreement between Australia and New Zealand. The objective of this paper is to review the background and the details of this agreement.

The results of this study can be summarized as follows. First, the 'negative list' approach and the timetable of reducing tariffs and quantitative import restrictions accelerated the elimination of remaining tariffs and quantitative restrictions. Second, though Australia and New Zealand claim free trade in agricultural products at WTO negotiations, they excluded some agricultural products from the general provision of the agreement when the agreement entered into force. Third, the rules of origin (ROO's) in the agreement substantially consist of the 50 percent rule and the exporting country rule. The 50 percent rule requires that the 'qualifying expenditure' is not less than 50 percent of the total expenditure. And, the exporting country rule requires that the 'last process of manufacture' is done in Australia or New Zealand.

1. 課題

CER (Closer Economic Relations; 経済協力緊密化) 協定は、オーストラリア (以下、豪州) ・ニュージーランド (以下、NZ) 二国間の自由貿易協定 (Free Trade Agreement; FTA) である (註1)。CER 協定は1983年1月1日発効以来の歴史を持っており、「現存する FTA の中でも最も包括的な FTA のひとつである」(註2)といわれている。

CER 協定を対象にしたわが国の先行研究としては、加賀爪 [13]、岡田 [24]、佐々木 [28] などがある。これらの研究はいずれも CER 協定の概要を主として述べたもので、自由化特例 (例外) 措置などの CER 協定の詳細な内容に立ち入って分析を試みた研究はあまり見られない (註

3)。

そこで本論文では、CER 協定の成立経緯と内容について、できる限り詳細な分析を試みたい (註4)。具体的には、CER 協定締結前後の動向を概観した上で、①関税、輸入数量制限、関税割当の撤廃方法、②自由化の特例措置の内容、③原産地規則 (註5) の内容を詳述する。さらに、分析結果を踏まえ、わが国農業の FTA 対応についても若干の示唆を与えたい。

本論文の構成は以下のとおりである。2 節では、CER 協定成立の経緯を明らかにする。3 節では、CER 協定における貿易自由化の推進方法と原産地規則の内容を明らかにする。4 節は結論である。

2. CER 協定の成立経緯

1) CER 協定締結以前の動向

(1) NAFTA (New Zealand Australia Free Trade Agreement) 締結以前の動向

ここではまず、NAFTA が締結される1965年までの豪州・NZ 間貿易協定の概要を述べる（註6）。

豪州・NZ は、1922年に最初の両国間貿易協定（Tariff Agreement Ratification Act 1922）を締結している。この協定以前は、豪州産品を NZ に輸出する際には英国産品に適用されるものと同率の関税（英連邦特惠関税）が適用されていた。しかし、NZ 産品を豪州に輸出する際には英国以外に適用される通常の関税が適用されていた。1922年の貿易協定はこれを改めるものであった。この協定では両国が相互に認める129品目の関税率が決められた。これら129品目以外には、両国共に英連邦特惠関税が適用されることになった（註7）。

1932年調印・発効の Ottawa Agreement により、両国間で取引される全品目に対し英連邦特惠関税が適用されることになった（註8）。

1944年には Australian and New Zealand Agreement (The Canberra Pact) が締結された。この協定は戦時下における両国間の連携を意図した協定であったが、この協定を契機に両国間貿易問題についても定期協議がもたれるようになった（註9）。

1960年代にはいと両国にとって重大な変化が現れた。それまで両国にとって最大の貿易相手国であった英国が、1961年に EEC に加盟申請を行うなど、ヨーロッパとの連携を深めていった。その結果、両国は英連邦特惠関税が適用できなくなったのである（註10）。

(2) NAFTA の概要

豪州・NZ は1965年8月31日に NAFTA という FTA に調印した（註11）。NAFTA は1966年1月1日に発効している。この NAFTA に関しては、現在の豪州・NZ 間 FTA である CER 協定との対比から「失敗した」協定であったという見方がなされている（註12）。

NAFTA が「失敗した」とされる最も重要な理由として、その自由化の推進方法があげられる。

NAFTA では、関税撤廃品目を協定中に掲載する方式をとっていた。この品目数を増やしていくことで最終的に関税を全廃しようとしていた。このように自由化品目を協定中に掲載してゆく方式を一般に「ポジティブリスト方式」という。これに対して、自由化例外品目を協定中に掲載する方式を「ネガティブリスト方式」という。全品目を原則として自由化対象とするネガティブリスト方式はポジティブリスト方式に比べ、貿易自由化により積極的な方式とされている（註13）。

NAFTA では、ポジティブリスト方式の採用と共に、関税撤廃期限の延期措置、セーフガード措置も規定していた（註14）。結果として、NAFTA では、NAFTA 締結以前から税率の低かったいくつかの関税が撤廃されたに過ぎなかったのである（註15）。

(3) CER 協定締結までの動向

1978年3月に豪州の Fraser 首相と NZ の Talboys 副首相は、ナリー宣言（Nareen Declaration）を発表した。ナリー宣言では、NAFTA に代わる両国間 FTA を模索するとし、「国際競争に対応でき、雇用機会を拡大させることのできる産業を育成すること」も新たな協定の目的としていた（註16）。

1979年8月、豪州の Fraser 首相と NZ の Muldoon 首相はザンビアのルサカ（Lusaka）における英連邦首脳会議の際に会談し、省庁間で両国間貿易問題などを協議するワーキング・グループの設置を決定した（註17）。このワーキング・グループは1979年11月以降、共同調査委員会として組織され、両国間 FTA 交渉の基本原則などについて事前協議を行った。1980年3月の両国首相会談後の共同声明において、「経済関係緊密化（closer economic relationship）」（註18）交渉の基本原則が発表された。この基本原則は以下の5点に要約される（註19）。

- ・財貿易の自由化
- ・経済ブロック化の回避
- ・両国民への優遇措置
- ・両国利害関係への配慮
- ・定期協議の開催

また、この共同声明では、まず以下の2点に合意したと発表された（註20）。

- ・貿易障壁の段階的撤廃
- ・関税全廃の原則（ネガティブリスト方式の採用）

両国首相は、以上の基本原則のもとに、次の4点を事前協議の課題とした（註21）。

- ・輸入ライセンスと関税割当
- ・輸出奨励措置と農業助成措置
- ・特例措置適用品目の設定
- ・税関手続き、原産地規則、政府調達、海空運業などにおける両国政策の相違是正

1980年末頃までの共同調査委員会における事前協議では、以下の6点が論点となっていた（註22）。

- ・関税撤廃の方法

豪州側はCER協定発効後5年以内に両国間貿易の関税を全廃する案を出し、NZ側もこれに同意した。

- ・特例措置

両国が承認した貿易自由化の特例措置に関する原則は以下であった。

- ①国際競争力を持つと見込まれる品目には特例措置を適用し得ること
- ②豪州・NZ間での競争力格差を特例措置適用の基準としないこと
- ③特例措置適用品目も、いずれは必ず自由化されること（註23）

NZ側が提案した特例措置適用品目には、自動車、鉄鋼品、ワイン、農産、紅茶、グリーン・ウール（汚毛；羊から刈っただけの羊毛）、紡毛製品、パイナップル、炭酸水、加工野菜などが含まれていた。この段階で、両国間で特例措置適用が合意されていた主要品目は、乳製品、繊維、プラスチック、家電製品などであった。

- ・市場アクセス

豪州側は事前協議において、より良い条件で豪州産製造品がNZへの市場アクセスを得ることを重視していた。NZの製造業者はこれに反対した。

- ・輸出奨励措置と農業助成措置

農業助成措置について、NZ側は豪州産の小麦、ワイン、タバコ、砂糖、フルーツ缶詰に対する政府補助金や価格支持などを問題としていた。一方、豪州側は、デリーボードや小麦ボードなどのNZの法令に基づく市場独占を問題としていた。

- ・政府調達

NZ政府は、豪州の連邦政府、州政府によるBuy Australia政策（豪州産中間財利用の奨励政策）に反対していた。豪州連邦政府はこの批判を受け、政府調達においてはNZ業者に内国民待遇を与えようとした。これに対し、豪州の州政府は依然、政府調達において豪州国内業者を優遇していた（註24）。

- ・中間財

豪州にはBuy Australia政策が存在していたため、豪州の製造業者は国際価格よりも割高な豪州産材料の使用を余儀なくされた。一方、NZ Steel社はNZ政府補助によりNZの家電製品メーカー（Fisher and Paykal社）に対し国際価格よりも安い価格で鉄鋼製品を提供していた。豪州側は、この問題を根拠にし、NZに比べて国際競争力で劣る一部品目に特例措置の適用を求めた。

CER協定の正式交渉は1980年末頃から本格的に開始された（註25）。1981年初頭には、CER協定の基本原則は両国によって概ね承認された。また、交渉のポイントも明らかになってきた。このため、CER協定は1981年中ごろには調印、1982年には発効の見込みであった。ところが実際には、NZの総選挙、豪州の州選挙などがあり、交渉成立は当初の見込みより遅れた（註26）。

1982年に入ると、産業別の最終調整が行われ、カーペット、ワイン、乳製品、鉄鋼品について両国の関係産業間で協定が結ばれた（註27）。これらの産業間協定は、CER協定の特例措置としてCER協定附則に含まれることになる。

CER協定は1982年12月14日に仮調印された。正式調印日は、CER協定が1983年1月1日に発効してから約3ヵ月後の1983年3月28日である（註28）。

正式調印されたCER協定は前文,26条の条文, 6つの附則からなる。CER協定のポイントは以下である。

- ・関税を段階的に削減し, 1988年1月1日以降, 全廃する。
- ・輸入数量制限, 関税割当を段階的に削減し, 1995年7月1日以降, 全廃する。
- ・新たな関税, 輸入数量制限, 関税割当等を追加しない。
- ・一部農産物などに特例措置を適用する。

これらCER協定のポイントについては次節で述べる。

2) CER協定の見直し

CER協定は1983年1月1日に発効後, 1988年と1992年に見直しがなされている。以下では, それらの見直しの概要を述べる。

(1) 1988年の見直し

まず1988年の見直しでは, 以下の11の文書が公表された(註29)。

- ・財貿易自由化繰上げに関する議定書
- ・サービス貿易に関する議定書
- ・検疫手続きの調和に関する議定書
- ・税関手続きの調和に関する公文書交換
- ・乳製品に関する公文書交換
- ・輸出禁止に関する公文書交換
- ・経済法に関する覚書
- ・貿易の技術的障害に関する覚書
- ・産業支援に関する覚書
- ・州政府調達に関する覚書
- ・海運に関する共同声明

財貿易自由化繰上げに関する議定書により, 当初1995年7月1日に達成予定であった財貿易自由化が, 5年前倒しされ1990年7月1日に達成された。同議定書でいう財貿易自由化とは豪州またはNZ原産品に対する関税, 輸入数量制限, 関税割当の全廃を意味する(註30)。

サービス貿易に関する議定書では, サービス貿易もCER協定に含むとの合意がなされた。同議定書は1989年1月1日に発効している。CER協定は世界で初めてサービス分野も取り扱ったFTAであるといわれている(註31)。サービス貿

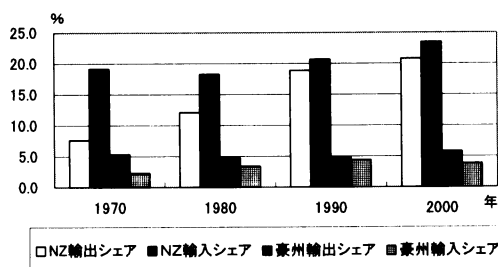


図1 豪州・NZ間貿易の動向

註1) 図中の「NZ輸出シエア」は, NZ総輸出額に占める豪州シエア。

註2) 図中の「NZ輸入シエア」は, NZ総輸入額に占める豪州シエア。

註3) 図中の「豪州輸出シエア」は, 豪州総輸出額に占めるNZシエア。

註4) 図中の「豪州輸入シエア」は, 豪州総輸入額に占めるNZシエア。

資料) Australian Department of Foreign Affairs and Trade [4], Statistics New Zealand [32] をもとに作成。

易でも自由化(貿易障壁の撤廃)の推進方法としてネガティブリスト方式が用いられていた。しかし, 財貿易とは異なり特例措置の適用期限は定められていなかった(註32)。

(2) 1992年の見直し

続いて, 1992年の見直しでは, 以下の4つの文書が公表された(註33)。

- ・原産地規則の修正と明確化に関する公文書交換
- ・産業支援の通報と協議の手続きに関する公文書交換
- ・貿易の技術的障害に関する覚書更新についての公文書交換
- ・空運に関する覚書

原産地規則の修正と明確化に関する公文書交換では, 複数国原産の材料を用いた製造品の扱い, NZ税関と豪州税関での付加価値算定の相違, 原産資格割合の許容範囲などが, 明文化された(註34)。

3) 豪州・NZ間貿易の動向

両国間貿易の推移を図1に示した。1980年から1990年にかけて, NZ総輸出額に占める豪州シエア(NZ輸出シエア)が, 豪州総輸出額に占めるNZシエア(豪州輸出シエア)を上回って増えて

表1 CER 協定における貿易自由化スケジュール

自由化対象		1983年	1984年	1985年	1986年	1987年	1988年
関税 ¹⁾	5%未満	以降,0%					
	5%以上30%未満	0%になるまで、毎年、5ポイント（%）ずつ関税率を減らす。					以降,0%
	30%以上	CER 協定発効の前日までの関税率を6で割った値に一番近い整数のポイント（%）分だけ、関税率を減らす。以降、0%になるまで、毎年、同じポイント（%）ずつ関税率を減らす ²⁾ 。					以降,0%
輸入数量制限と関税割当 ³⁾	40万 NZ ドル未満	毎年、下の(1)と(2)のうち大きい方の分だけ、市場アクセスを増やす。 (1)6万 NZ ドル (2)40万 NZ ドルと基本アクセスレベルの差					
	40万 NZ ドル以上 100万 NZ ドル未満	毎年、基本アクセスレベルの15%ずつ市場アクセスを増やす。					
	100万 NZ ドル以上	毎年、基本アクセスレベルの10%ずつ市場アクセスを増やす。					
	輸出補助金と輸出奨励措置 ⁴⁾	得られた利益から補助額を除いた額に対する、補助額の割合	----- ⁵⁾	50%未満	25%未満	以降,0%	

註1) CER 協定第4条に基づき従価税型関税の税率を削減。非従価税型の関税は、1982年6月30日までの一年間に輸入された商品の単価から、同等の従価税型関税として評価。

註2) 5年で関税率がゼロとなるように、必要ならば初年度に追加的な削減を実施。

註3) CER 協定第5条に基づき、1981年6月30日までの過去3年間の平均輸入額として定義される基本アクセス・レベルをもとに自由化を実施。1 NZ ドルは0.68豪州ドルとして換算。基本アクセス・レベルが特定できない品目については、CER 協定附則Aで規定。

註4) CER 協定第9条に基づき削減。

註5) 輸入補助金と輸出奨励の削減は1985年から実施。

資料) CER 協定第4条、第5条、第9条をもとに作成。

いることが確認できる。

3. CER 協定の特徴

1) CER 協定の概要

(1) 財貿易自由化の概要

CER 協定の特徴として、第一に、貿易自由化（関税、輸入数量制限、関税割当の撤廃）の推進方法があげられる。NAFTA（New Zealand Australia Free Trade Agreement）はポジティブリスト方式を採用していたが、CER 協定はネガティブリスト方式を採用している（註35）。CER 協定は特例措置適用品目（自由化例外品目）に対し自由化期限を設け、新たな貿易障壁の追加も認めなかった。これらにより、NAFTA では達成し得なかった関税、輸入数量制限、関税割当の全廃を早期に達成できたといえよう。

次に、CER 協定の自由化スケジュールについて説明したい。以下では関税、輸入数量制限と関税割当、輸出補助金と輸出奨励措置の自由化スケジュールについて、CER 協定発効当初の協定条文などに基づきながら、整理を試みたい（表1）。

表2 CER 協定における特例措置対象品目¹⁾

農産物・食料品 ²⁾	農産物・食料品以外の品目 ²⁾
魚の一部	プラスチック、繊維の一部
トマト	衣料の一部
冷凍豆類	ゴム製品、手袋
冷凍ばれいしょ	タイヤ
乾燥ばれいしょ	履物
粉末ばれいしょ	セラミック製衛生器具
ばれいしょ缶詰	紙板
調製ばれいしょ	カーペット
生鮮果実の一部	紙類の一部
冷凍パッションフルーツ等	ベニヤ板、再生木材等
小麦、小麦粉	鉄鋼製品
冷凍コーン	家電製品
コーン缶詰	電気製品
フルーツ缶詰	銅合金製の蛇口、バルブ
ワイン、ブランデー	家具類
ラム酒	寝袋
タバコ	ボールペンと替え芯
砂糖と砂糖製品	自動車と自動車部品
	中古品の一部

註1) CER 協定附則C にあげられている項目。

註2) 表中の農産物・食料、農産物・食料品以外の品目の分類は著者が行った。

資料) CER 協定附則C をもとに作成。

表3 特例措置の適用例（ばれいしよの例）

品目 (輸出国→輸入国)	自由化対象	1983年	1984年	1985年	1986年
冷凍ばれいしよ ¹⁾ (豪州→NZ)	輸出奨励 ²⁾	75%	50%	25%	以降、撤廃
冷凍ばれいしよ ¹⁾ (NZ→豪州)	関税	15%	10%	5%	以降、0%
乾燥ばれいしよ ¹⁾ (豪州→NZ)	輸出奨励 ²⁾	75%	50%	25%	以降、撤廃
粉末ばれいしよ ¹⁾ (豪州→NZ)	関税	16%	8%	4%	以降、0%
	輸出奨励 ²⁾	80%	40%	20%	以降、撤廃
粉末ばれいしよ ¹⁾ (NZ→豪州)	関税	40%	20%	10%	以降、0%
ばれいしよ缶詰 ¹⁾³⁾ (豪州→NZ)	輸出奨励 ²⁾	75%	50%	25%	以降、撤廃
ばれいしよ缶詰 ¹⁾ (NZ→豪州)	関税	15%	10%	5%	以降、0%
調製ばれいしよ ¹⁾ (豪州→NZ)	輸出奨励 ²⁾	80%	50%	20%	以降、撤廃
調製ばれいしよ ¹⁾ (NZ→豪州)	関税	8%	5%	2%	以降、0%

註1) 関税・輸出奨励の削減は各年4月1日に実施。

註2) 輸出奨励の水準が削減対象。各年の輸出奨励の水準がCER協定発効前の水準に比べて表中の割合以下でなければならない。

註3) 輸入数量制限に関してNZへの基本アクセス・レベルは6万NZドルとされている。

資料) CER協定附則Cをもとに作成。

・関税

関税はCER協定第4条で扱われている（註36）。同条文は、段階的な関税削減によって、CER協定発効後5年目の1988年1月1日以降、関税が全廃されると規定していた。具体的には、以下のとおりである。

- ①CER協定発効前（註37）に「5%未満」の関税は、CER協定発効と同時に0%とする。
- ②CER協定発効前に「5%以上30%未満」の関税は、関税率が0%になるまで、毎年、5ポイント（%）ずつ税率を削減する（註38）。
- ③CER協定発効前に「30%以上」の関税は、関税率が0%になるまで、毎年、「CER協定発効前の税率を6で割った値に一番近い整数分」ずつ税率を削減する。なお、割った際の端数は初年度の削減分に計上される（註39）。

・輸入数量制限と関税割当

輸入数量制限と関税割当についてはCER協定第5条で扱われている。同条文は、1995年7月1日以降、輸入数量制限と関税割当は全廃と規定していた（註40）。具体的な自由化スケジュールは次のとおりである。まず、1981年6月30日までの過去3年間の平均輸入額を、基本アクセス・レベルとして定める（註41）。次に、この基本アクセス・レベルをもとに輸入数量制限と関税割当の適用品目を3つに分類し、それぞれ以下のとおり市場アクセスを増やす。

- ①基本アクセス・レベルが「40万NZドル未満」品目の市場アクセスは、毎年、「6万NZドル」または「40万NZドルと基本アクセス・レベルの差」のうち大きい方の分だけを増やしていく。
- ②基本アクセス・レベルが「40万NZドル以上100万NZドル未満」品目の市場アクセスは、毎年、基本アクセス・レベルの15%ずつを増やしていく。
- ③基本アクセス・レベルが「100万NZドル

表4 特例措置の適用例（家電製品の例）

品目 (輸出国→輸入国)	自由化対象	1983年		1984年	1985年	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年	1991年
		1月1日	7月1日								
冷蔵庫 (豪州→NZ)	関税 ¹⁾	25%	20%	15%	10%	5%	以降0%				
	輸入数量制限 ²⁾	市場アクセス17%		17%	22%	22%	30%	3)			
冷蔵庫 (NZ→豪州)	関税 ¹⁾	20%	20%	15%	10%	5%	以降0%				
	輸入数量制限 ²⁾	市場アクセス17%		17%	22%	22%	30%	30%	3)		
食器洗い機 (豪州→NZ)	関税 ¹⁾	25%	17.5%	12.5%	10%	5%	以降0%				
	輸入数量制限 ²⁾	市場アクセス17%		17%	22%	22%	30%	30%	3)		
食器洗い機 (NZ→豪州)	関税 ¹⁾	以降0%									
洗濯機 (豪州→NZ)	関税 ¹⁾	25%	20%	15%	10%	5%	以降0%				
	輸入数量制限 ²⁾	市場アクセス15%		15%	20%	20%	25%	25%	3)		
洗濯機 (NZ→豪州)	関税 ¹⁾	20%	20%	15%	10%	5%	以降0%				
	輸入数量制限 ²⁾	市場アクセス15%		15%	20%	20%	25%	25%	3)		
乾燥機 (豪州→NZ)	関税 ¹⁾	25%	20%	15%	10%	5%	以降0%				
	輸入数量制限 ²⁾	市場アクセス15%		15%	20%	20%	25%	25%	3)		
乾燥機 (NZ→豪州)	関税 ¹⁾	15%	15%	15%	10%	5%	以降0%				
	輸入数量制限 ²⁾	市場アクセス16%		16%	22%	22%	28%	28%	3)		
エアコン (豪州→NZ)	関税 ¹⁾	25%	20%	15%	10%	5%	以降0%				
	輸入数量制限 ²⁾	市場アクセス16%		16%	22%	22%	28%	28%	3)		
エアコン (NZ→豪州)	関税 ¹⁾	15%	15%	15%	10%	5%	以降0%				
	輸入数量制限 ²⁾	市場アクセス6%		6%	10%	10%	17.5%	17.5%	27.5%	27.5%	3)
電気ストーブ (豪州→NZ)	関税 ¹⁾	22.5%	17.5%	12.5%	10%	5%	以降0%				
	輸入数量制限 ²⁾	市場アクセス6%		6%	10%	10%	17.5%	17.5%	27.5%	27.5%	3)
電気ストーブ (NZ→豪州)	関税 ¹⁾	10%	10%	10%	10%	5%	以降0%				
	輸入数量制限 ²⁾	3)									
ガスストーブ (豪州→NZ)	関税 ¹⁾	20%	17.5%	12.5%	10%	5%	以降0%				
	輸入数量制限 ²⁾	3)									
ガスストーブ (NZ→豪州)	関税 ¹⁾	10%	10%	10%	10%	5%	以降0%				

註1) 関税は1984年以降、毎年、7月1日に削減。

註2) ここでの輸入数量制限の自由化とは、NZが豪州企業にNZの各製品市場に対して表中の割合分の排他的な市場アクセスを段階的に与えること。

註3) 要求に応じたライセンス制 (licence on demand)。

資料) CER協定附則Cをもとに作成。

以上」品目の市場アクセスは、毎年、基本アクセス・レベルの10%ずつを増やしていく。

なお、輸入数量制限と関税割当は、任意の時点で撤廃することも可能とされた。

・輸出補助金と輸出奨励措置

輸出補助金と輸出奨励措置はCER協定第9条で扱われている。同条文は、輸出補助金と輸出奨励措置は段階的に撤廃されると規定していた(註42)。「事業成果に基づく輸出奨励措置」(註43)では、輸出利益額から補助額を控除し

た額に対する補助額の割合が削減対象とされた。同割合は、1985年が50%未満、1986年が25%未満であり、1987年以降に0%とされた。

(2) 財貿易自由化以外の動向

CER協定の特徴として、第二に、関税撤廃などの財貿易自由化に限定されない包括的なFTAである点があげられる(註44)。CER協定は、財貿易自由化後、食品に関する基準・認証の調和(Australia New Zealand Food Authorityの設置)や基準認証(Trans-Tasman Mutual Recog-

dition Arrangement の締結) など財貿易以外にも対象分野を拡大しつつある。

2) CER 協定における適用除外規定と特例措置

(1) CER 協定の適用除外規定

CER 協定の適用除外は第18条で扱われている。同条文中に掲載されている以下の5つの理由などに限り、CER 協定は適用されず、輸入禁止措置などの新たな貿易障壁を設定できる(註45)。

- ・安全保障上の配慮
- ・公秩序の維持
- ・人間や動植物の生命や健康の保護
- ・知的所有権の保護、不公正行為等の防止
- ・基準認証などの適用

(2) CER 協定の特例措置

CER 協定の特例措置は第6条で扱われている。同条文は、CER 協定附則 C, E, F に掲載されている品目に対し特例措置を適用すると規定していた。CER 協定附則 C には、特例措置適用の全37品目(このうち農産物・食料品は18品目)が掲載されているが、これらを表2に示した(註46)。特例措置適用品目には、輸出競争力で劣り保護が必要と見込まれた品目が多く含まれているといえよう(註47)。CER 協定附則 E には第10条に基づいた小麦、小麦粉、生鮮果実の一部、砂糖と砂糖製品、乳製品、トマトの6品目に対する特例措置の内容が掲載されている。CER 協定附則 F には、紙類の一部に対する特例措置の内容が掲載されている。

表3では、農産物・食料品における特例措置適用例として、冷凍ばれいしょ、乾燥ばれいしょ、粉末ばれいしょ、ばれいしょ缶詰、調製ばれいしょの自由化スケジュールを示した。表4では、農産物・食料品以外の特例措置適用例として、家電製品の自由化スケジュールを示した。

CER 協定第10条では農業助成措置の取り扱いが規定されており、上記6品目の農産物に対して特例措置が適用される。特例措置対象農産物6品目のうち、豪州の主力輸出品である小麦、また豪州と NZ 両国共に主力輸出品である乳製品の特例措置の内容を見てゆくことにしよう。

まず、小麦であるが、NZ は NZ 産小麦の生産が不足した場合などには、豪州産小麦を優先して NZ に輸入する旨の規定がある。

次に乳製品であるが、両国間の乳製品貿易は、両国業界間の覚書に従うものとされた。同覚書により、NZ デリリーボード(New Zealand Dairy Board)、豪州酪農庁(Australian Dairy Corporation)、豪州酪農生産者連盟(Australian Dairy Farmer's Federation)、豪州乳業連盟(Australian Dairy Products Federation)等の代表者から結成され、両国間乳製品貿易について協議する共同諮問委員会が設けられた。同委員会は通常年2回の会合を持ち、両国乳業界の動向などを協議するとされていた。

同覚書ではセーフガード措置も適用可能としていた。乳製品の関税は CER 協定の一般規定に従って削減されるが、牛乳とクリームとの貿易には共同諮問委員会による事前協議が必要とされた。チーズに関しても共同諮問委員会による両国の国内市場動向について協議が持たれ、NZ 産チーズの豪州への輸出の際は豪州市場の動向を考慮すべきとされていた(註48)。

以上のように、ケアンズグループの主要メンバーとして農産物貿易自由化を強く主張している豪州・NZ が、CER 協定発効当初、一部農産物に対し特例措置を適用していた点は注目される。特に両国共に主要な輸出品である乳製品貿易は、CER 協定本文中で規定せずに、協定附則の覚書で規定された共同諮問委員会での協議に基づく貿易となっていた。このように CER 協定といえども、さまざまな特例措置を講じることで、いわゆるセンシティブ品目に対応していたのである。

なお、これらの特例措置も1990年7月1日までは全廃された。

3) CER 協定における原産地規則

1990年7月1日以降、CER 協定により豪州・NZ 間貿易の関税は全廃されている。とはいえ、CER 協定上無関税扱いを受けるには、原産地規則によりその産品が域内(豪州または NZ) 原産であるという認定を受ける必要がある(註49)。以下では、CER 協定における原産地規則の内容などについて詳述する。

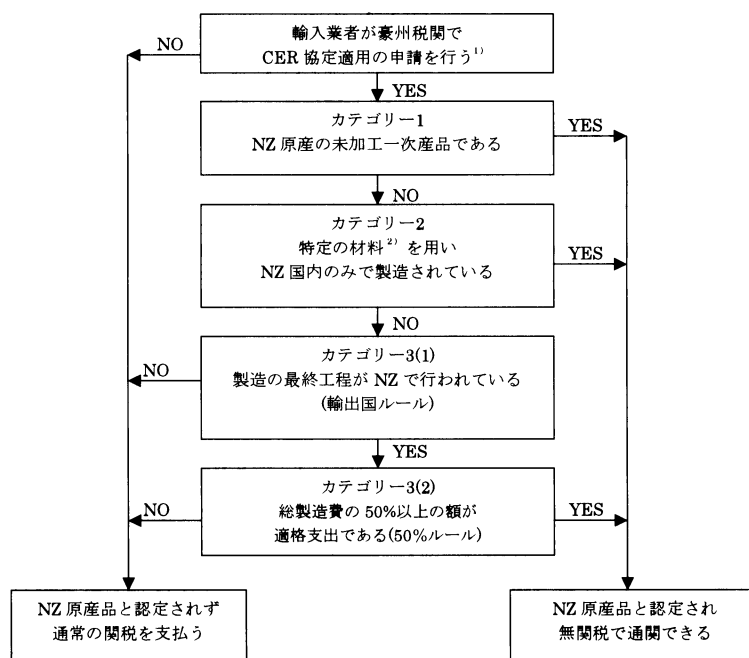


図2 CER 協定原産国決定チャート

註1) 本図では NZ 産品の豪州への輸出を例としている。

註2) カテゴリ-2 の「特定の材料」とは、

- (a) 域内原産未加工一次産品
- (b) 域内原産完全加工材料
- (c) NZ 税関によって NZ 原産と認定された材料のうちいずれかである。

資料) New Zealand Customs Service [18] をもとに作成。

(1) 原産地規則の概要

ここでは New Zealand Customs Service [18] に依拠し、1992年の CER 協定見直し後における原産地規則を述べる（註50）。なお以下の説明では、便宜的に NZ から豪州への輸出を例とする。

CER 協定に基づいた原産地規則による最初の手続きは、輸入業者が豪州税関で CER 協定適用の申請をすることである。その後、図2のフローチャートに従い、豪州税関は対象となる産品を以下のカテゴリに分類する。

- ・カテゴリ-1…NZ で生産された未加工一次産品。
- ・カテゴリ-2…特定の材料を用いて、NZ 国内のみで製造された産品。
- ・カテゴリ-3…カテゴリ-1 と 2 共に当てはまらない産品。

このうち、カテゴリ-1 もしくは 2 に分類される産品は NZ 原産品として無関税で豪州へ輸出できる。カテゴリ-1 に分類される産品は、両国の規定において若干の表現の違いはあるが、主として一次産品と天然資源である（註51）。カテゴリ-2 の「特定の材料」とは、「(i)域内原産未加工一次産品、(ii)域内原産完全加工材料、(iii)NZ 税関によって NZ 原産と認定された材料」のうちいずれかの材料である（註52）。カテゴリ-2 に分類される産品は(i)～(iii)の材料のいずれかを用いて、NZ 国内で完全に製造された産品である（註53）。

カテゴリ-3 には、域外（豪州または NZ 以外の国）原産の材料を用いた産品が含まれる。これらの産品が域内産品とされるためには、以下の二つの条件を共に満たす必要がある。

- ・製造の最終工程が NZ で行われていること（「輸出国ルール」）。

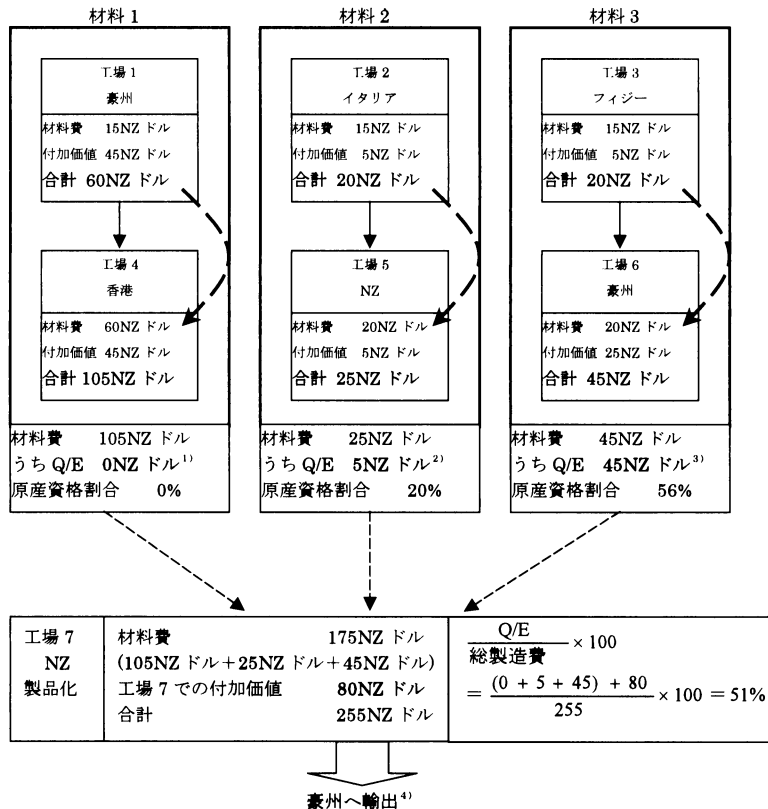


図 3 原産地規則の数値例

註 1) 香港で製造されたので「輸出国ルール」を満たさず、NZ 原産品とは認定されない。材料 1 の Q/E は 0NZ ドルである。

註 2) NZ で製造されたので「輸出国ルール」は満たすが、原産資格割合が 50% 未満であり「50%ルール」を満たさず、NZ 原産品とは認定されない。材料 2 の Q/E は 5NZ ドルである。

註 3) 豪州で製造されたので「輸出国ルール」を満たし、豪州の原産資格割合が 50% 以上であり「50%ルール」も満たすので、豪州原産品と認定される。材料 3 の Q/E は 45NZ ドルである。

註 4) この製品は、NZ で製造されたので「輸出国ルール」を満たし、原産資格割合が 50% 以上であり「50%ルール」も満たすので、NZ 原産品と認定される。この製品を豪州へ輸出される際は CER 協定により無関税となる。

資料) Australian Customs Service [2] をもとに作成。

・総製造費のうち 50% 以上の「適格支出」(Qualifying Expenditure; Q/E) となること (「50%ルール」)。

カテゴリー 3 に分類される製品との関連で、「製造」と「適格支出 (Q/E)」を説明したい。製造とは「ひとつのものをから新しいものを作り出すことである。新しいものとは、役割、特性、形、機能、内容、そして商業理解上、もとのものと相違している必要がある。修理、再調整、分解修理、

再研磨などの処理は修復作業であって、製造には分類されない。」と定義される (註 54)。

Q/E は、材料費、インナー・コンテナ費、労働費、間接費の 4 つから構成されている (註 55)。これらのうち域内で実際に支出された額が Q/E となる。

この Q/E と総製造費を用いて、原産資格割合は次式のように定められる。

$$\text{原産資格割合} = \frac{\text{Q/E}}{\text{総製造費}} \times 100 (\%)$$

50%ルールは、この原産資格割合が50%以上であることを意味している。

ある製品が複数国の材料を用いた製品である時、CER協定では以下の3つのルールに従い、材料のQ/Eを決める。

- ・ルール1…材料が「輸出国ルール」を満たさない場合、材料のQ/Eは、0NZドルとなる。
- ・ルール2…材料が「輸出国ルール」は満たすが、「50%ルール」を満たさない場合、材料のQ/Eは、その材料費に原産資格割合を乗じた額となる。
- ・ルール3…材料が「輸出国ルール」と「50%ルール」を共に満たす場合、材料のQ/Eは、材料費の全額となる。

(2) 原産地規則の数値例

ここではCER協定の原産地規則を数値例で説明したい（註56）。図3は、NZにある工場7の製品を、豪州へ輸出する例を示したものである。図中の材料1～3は、それぞれ上記のルール1～3に対応させている。まず、材料1～3それぞれのQ/Eを計算する。

香港にある工場4では、豪州にある工場1の製品を材料として、材料1を製造している。材料1の原産資格割合は57%（60NZドル／105NZドル）であり、「50%ルール」を満たしている。しかし、材料1は香港にある工場4の製品であり、「輸出国ルール」を満たしていない。このため、材料1はルール1に該当し、材料1のQ/Eは0NZドルとなる。

材料2はNZにある工場5の製品であり、「輸出国ルール」を満たす。しかし、その原産資格割合は20%（5NZドル／25NZドル）であり、「50%ルール」を満たしていない。このため、材料2はルール2に該当し、材料2のQ/Eは、材料費の25NZドルに原産資格割合の20%を乗じた額（5NZドル）となる。つまり、NZにある工場5で生み出された付加価値分だけがQ/Eとして計上されている。

材料3は豪州にある工場6の製品であり、「輸出国ルール」を満たす。また、豪州における材料

3の原産資格割合は56%（25NZドル／45NZドル）であり、「50%ルール」を満たす。材料3は「輸出国ルール」と「50%ルール」を共に満たすのでルール3に該当し、材料3のQ/Eは材料費全額（45NZドル）となる。

NZの工場7では、以上の材料1～3を用いて最終製品を製造する。その際の総製造費は材料費175NZドル（105NZドル＋25NZドル＋45NZドル）に、工場7での付加価値額80NZドルを加えた255NZドルである。そのうち、最終製品のQ/Eは、材料1～3のQ/E合計である50NZドル（0NZドル＋5NZドル＋45NZドル）と工場7での付加価値額80NZドルを加えた130NZドルである。この時、NZ原産資格割合は51%（130NZドル／255NZドル）となり、「50%ルール」を満たしている。以上、NZの工場7で製造された最終製品は「輸出国ルール」と「50%ルール」を共に満たすので、NZ原産と認められ、NZから豪州へ無関税で輸出できる。

本数値例において興味深いのはルール3の存在である。工場7での総製造費のうち、NZで生み出された付加価値額は85NZドル（工場5の5NZドルと工場7の80NZドル）である。この85NZドルは最終製品の総製造費255NZドルの33%でしかないが、ルール3により、「輸出国ルール」、「50%ルール」を共に満たしている材料3の総製造費（45NZドル）が全てQ/Eとして計算される。

上記の数値例では、ルール3の存在によって、最終製品のNZ原産資格割合が51%となる結果、この最終製品はNZ原産とみなされるのである。

(3) 豪州・NZ税関における取り扱い上の相違

豪州税関と、NZ税関では原産資格割合の計算方法が若干異なる（註57）。豪州では、製品の「販売時点」で原産資格割合を計算するが、NZでは製品の「製造時点」で原産資格割合を計算する。この相違は、その製品のQ/Eの計算に多少の影響を与える。

これを数値例で説明したい（図4）。ある製品を製造する際の域外原産材料費（A）を150NZドル、さらに域内原産材料費（B）を20NZドル、域内製造費（C）を30NZドル、さらに利益等の域内間接費（D）を50NZドルとしよう。A,B,C

1)豪州税関における Q/E

C	D ₁
B	D ₁
A	D ₂

2)NZ 税関における Q/E

C	D ₁
B	D ₁
A	D ₂

図4 豪州・NZ 税関における原産資格割合計算方法の相違

註1) 図中の記号は以下のとおりである。ただし、 $D_1 + D_2 = D$ である。

A; 域外原産材料費, B; 域内産材料費, C; 域内製造費, D; 利益等の域内間接費, D_1 ; Dに原産資格割合を乗じたもの, D_2 ; 間接費のうち D_1 以外のもの。

註2). 図の斜線部分が Q/E である。

資料) New Zealand Customs Service [18] をもとに作成。

を加えた総製造費 (E) は200NZ ドル, 総製造費に D を加えた販売価格 (F) は250NZ ドルとなる。

上記の産品に対して, 豪州税関では「販売時点」で原産資格割合を以下のように計算する。

$$\begin{aligned}\text{原産資格割合} &= \frac{B+C+D}{F} \times 100 \\ &= \frac{20+30+50}{250} \times 100 = 40\%\end{aligned}$$

よって, この産品は「50%ルール」を満たしていない。豪州税関では, この産品を材料として用いる場合の Q/E は各費目の単純合計 (例では $B+C+D$) である100NZ ドルとなる。

一方, NZ 税関では間接費 (利益等) を加える前, つまり産品の「製造時点」で原産資格割合を以下のように計算する。

$$\begin{aligned}\text{原産資格割合} &= \frac{B+C}{E} \times 100 \\ &= \frac{20+30}{200} \times 100 = 25\%\end{aligned}$$

よって, この産品は「50%ルール」を満たしていない。NZ 税関では, この産品を材料として用いる場合の Q/E は販売価格に原産資格割合を乗じた額 (例では $F \times 25\%$) である62.5NZ ドルとなる。

以上の相違があるため, NZ 税関の Q/E 評価額の方が, 豪州税関の Q/E 評価額よりも図4の D_2 分だけ低くなる。

(4) 原産地規則の例外規定

不測の事態によって原産資格割合が50%に届かない時には, 2%の許容範囲が適用できる (註58)。不測の事態とは, 為替変動などで輸入材料価格が大幅に変動した時などである。このような事態のもと, 「輸出国ルール」を満たし, かつ原産資格割合が48%以上であれば, その産品を域内原産品とみなすことができる。ただし, 許容範囲が適用されるのは一時的 (通常は3ヶ月以内) とされている。また, 許容範囲適用の際には, 「48%以上の原産資格割合を満たしている証拠」, 「不測の事態とその影響の詳細」, 「不測の事態がなければ50%ルールを満たすであろう証拠」などが必要とされる。

4. 結論

本論文の課題は, 豪州・NZ 二国間 FTA である CER 協定の成立経緯と特徴を明らかにすることであった。以下の3点が明らかになった。

- ①CER 協定ではネガティブリスト方式 (自由化例外品目を協定中に掲載する方式) を採用したこと, 貿易自由化 (関税, 輸入数量制限, 関税割当の撤廃) 期限をあらかじめ設定したこと, 新たな貿易障壁の追加を認めなかったことなどによって, 財貿易自由化が当初の予定よりも早期に達成された。
- ②農産物貿易自由化を強く主張している豪州・NZ であっても, CER 協定発効当初は, 両国の主力輸出品である乳製品を含む一部農産物に特例 (例外) 措置を適用していた。
- ③CER 協定の原産地規則は, 「輸出国ルール (製造の最終工程が域内で行われていること)」と「50%ルール (原産資格割合が50%以上であること)」を基本ルールとしている。

以上をふまえ, 日本の農業サイドが懸念する「貿易自由化の急速な進展を避ける」という点からみると, CER 協定も発効当初は一部農産物に貿易自由化の特例措置を適用していた点は注目される。このように, ケアンズグループの主要メン

バーである豪州・NZ間のFTAといえども、FTA発効当初は一部農産物に特例措置を適用していたことからいえば、今後、日本がFTAを締結する際にも同様な措置を講じて良いのではなかろうか。

なお今回は財貿易自由化が達成された1990年代初頭までに焦点を絞り、1990年代中盤以降におけるCER協定の動向分析までには至らなかった。CER協定発効20周年となる2003年には、原産地規則を改定しようとする動きなども見られる（註59）。これらの点は稿を改めて分析を試みたい。

註

註1) WTO協定では、①関税同盟（Custom Union）、②自由貿易地域（Free Trade Area）、③それらの形成のための中間協定（Interim Agreement）の3つをまとめて、地域貿易協定（Regional Trade Agreement; RTA）と称している。この分類に従うと、CER協定は②自由貿易地域に該当する。

註2) Australian Department of Foreign Affairs and Trade [3] p.6。

註3) 経済産業省 [15] p.185においては、CER協定調印日の記述を1983年1月1日とする（1983年1月1日はCER協定発効日）誤りが見られる。

註4) CER協定は財貿易以外にもサービス、基準認証なども取扱った幅広い協定であるが、本論文では主に財貿易に焦点を当て分析を進める。したがって、財貿易自由化が達成された1990年代初頭までを本論文の分析対象として限定する。

註5) 原産地規則はFTAにおいて製品の原産国を決定し、その製品の関税が撤廃ないし軽減されるかどうかを決定する重要な基準である。原産地規則の一般概要等は稲永・山本 [11] を参照。

註6) NAFTA以前の豪州・NZ間貿易協定についてはHoadley [10] pp.15-22, Nixon [21] pp.4-5を参照。

註7) Nixon [21] pp.4-5。

註8) Nixon [21] p.5。

註9) Nixon [21] p.5。

註10) Hoadley [10] p.23。

註11) NAFTAについては、Hoadley [10] pp.23-33, 岡田 [24] pp.71-74を参照。

註12) Nixon [21] p.6。

註13) 浦田 [33] p.36。

註14) Nixon [21] p.6。

註15) Nixon [21] p.6。

註16) Hoadley [10] p.35。

註17) Hoadley [10] p.38。

註18) Hoadley [10] p.39ま。

註19) Hoadley [10] pp.39-40。

註20) Hoadley [10] p.40。

註21) Hoadley [10] p.40。

註22) Hoadley [10] pp.42-45。

註23) 特例措置適用品目をいずれ自由化することに関しては両国間で合意が得られた。しかし、特例措置の適用期限として、豪州側は1992年を主張したが、NZ側は輸出競争力に劣る品目についての期限設定を求めていなかった。

註24) この問題はCER協定が発効してからも1989年になるまで解決されなかった。

註25) Hoadley [10] p.9。

註26) Hoadley [10] pp.45-46によれば、このほかにも交渉の遅れた理由として、1981年のNZ国内での、フルーツ缶詰会社（Hawks Bay Fruit Growers Association）、NZ小売業協会（National Association of Retail Grocers and Supermarkets）、NZ製造業協会（New Zealand Manufacturers Association）、NZ労働党（New Zealand Labour Party）、NZ繊維業協会（New Zealand Textile and Garment Manufacturers Federation）、NZ農民連盟（NZ Farmers Federation）がそれぞれCER協定締結に反対を表明したことなど、をあげている。

註27) Hoadley [10] p.47。

註28) CER協定の仮調印と正式調印に時間差がある理由としてHoadley [10] p.52は、CER協定には多くの附則があり、これら附則をまとめるのに時間がかかったことをあげている。

註29) Hoadley [10] p.80。

註30) Bureau of Industry Economics [7] p.17。

註31) Australian Department of Foreign Affairs and Trade [3] p.6。

註32) Bureau of Industry Economics [7] p.25。

註33) Hoadley [10] p.87。

註34) これら詳細については、本論文3.3)を参照。

註35) 浦田 [33] pp.24-25では、一般に工業製品に関してはネガティブリスト方式、農産品についてはポジティブリスト方式を採用しているFTAが多くなかで、CER協定は工業製品・農産品の区別なくネガティブリスト方式を採用しており、「最もWTO整合的なFTAである」と述べている。

註36) CER協定では従価税型関税の削減を取り扱っている。非従価税型の関税（従量税型関税など）については、1982年6月30日までの1年間に輸入された製品の単価をもとに、同等の従価税型関税と

して評価された。

註37) CER 協定発効前とは、CER 協定発効前日（1982年12月31日）のことである。

註38) 例えば、CER 協定発効前に20%の税率であった関税は、CER 協定発効年（1983年）に15%、1984年に10%、1985年に5%、86年に0%となる。

註39) 例えば、CER 協定発効前に50%の税率であった関税は、毎年、8ポイント（%）ずつ削減されることになる。CER 協定発効年（1983年）に端数（2ポイント（%））を含めた10ポイント（%）が削減され、関税率は40%となる。1984年以降、毎年、8ポイント（%）ずつ削減され、1988年に0%となる。

註40) 「財貿易自由化繰上げに関する議定書」に基づいて、輸入数量制限、関税割当は1990年7月1日までに撤廃されている。

註41) もとものの貿易量が少なかったなどの理由により、基本アクセス・レベルが特定できない品目については、協定の附則 A において基本アクセス・レベルが定められている。また、CER 協定第5条では、基本アクセス・レベルを算定するにあたって1 NZ ドルは0.68豪州ドルとして換算すると規定している。

註42) ここでは「export incentive」を「輸出奨励措置」と訳した。

註43) ここでは「performance-based incentive」を「事業成果に基づく輸出奨励措置」と訳した。CER 協定附則 D には具体的に以下のものがあげられている。

NZ 原産品に対して行われているものとして、以下の5つがあげられている。

- ・ Export Performance Taxation Incentive
- ・ Export Suspensory Loans
- ・ Rural Export Suspensory Loans
- ・ Increased Export Taxation Incentive
- ・ Export Investment Allowance

豪州原産品に行われているものとしては、以下の1つがあげられている。

- ・ Export Expansion Grants

註44) Australian Department of Foreign Affairs and Trade [3] p.8. CER 協定以外の FTA に含まれている項目比較については稲永・山本 [14] を参照。

註45) Australian Department of Foreign Affairs and Trade [3] p.9. CER 協定第18条にはこれらの理由を含めて12項目があげられている。

註46) CER 協定附則 C に掲載されていた特例措置適用品目の項目数37をここでの品目数とした。なお、

乳製品は CER 協定第10条による特例措置適用品目の中で、附則 C にただ一つだけ未掲載となっている点が注目される。

註47) Hoadley [10] pp.53-54.

註48) CER 協定による豪州・NZ 間乳製品貿易については、農畜産業振興機構調査情報部調査情報第一課 [22] pp.52-54を参照。

註49) 原産地規則の一般概要については、稲永・山本 [11] を参照。

註50) 両国の原産地規則はそれぞれ以下の法令が根拠となっている。

豪州: Customs Act1901, division 1 a of part VIII
Customs Regulations, 107A and 107B

NZ: Customs and Excise Act1996, sections 65 to 67

Customs and Excise Regulations1996, regulations 32 to 39

註51) New Zealand Customs Service [18] Appendix 2を参照。豪州においては、これらの品目を Customs Act1901の Section 4 において以下のように定義している。カテゴリー 1 に分類される品目とは、「(「輸出国ルール」を満たした上で)「一次産業における慣例的处理以外の、工業的处理を施していない天然産物、もしくは一次産品である」。ただし、この定義を満たしていなくても、以下の品目はカテゴリー 1 に分類される。

- ・ 動物
- ・ 日干しにしたものを含む、骨、皮革、皮革など死んでいる動物の一部
- ・ グリージー・ウール（汚毛）
- ・ 綿花（原綿）、樹皮、果実、ナッツ類、穀類、その国野生の（天然の）種子、そして未加工の丸太を含む、植物と植物の一部
- ・ 天然鉱物、鉱石
- ・ 原油

同様に NZ では、Customs and Excise Regulation 1996の Regulation 32において、カテゴリー 1 に分類される品目を（「輸出国ルール」を満たした上で）「以下の二つを満たす全ての生産物を意味する。(i)全ての農作業、採鉱業、林業、漁業または同様の活動の生産物、かつ(ii)加工していない形状か、もしくは国際貿易のため慣例的に必要とされる基本的処理を施した生産物」と、定義している。ただし、この定義を満たしていなくとも以下の品目はカテゴリー 1 に分類されるとしている。

- ・ 動物
- ・ 骨、皮革、そしてその他全ての動物の一部
- ・ グリージー・ウール（汚毛）と洗い上げ羊毛
- ・ 綿花、果実、ナッツ類、野菜、穀類、（無菌で等

- 級付けされた）種子、炒っていないコーヒー豆
- を含む植物と植物の一部
- ・枝が落とされただけの丸太
- ・天然鉱物、鉱石
- ・原油

註52) New Zealand Customs Service [18] p.2。

註53) New Zealand Customs Service [18] によると、「完全に製造される」こととは「製造のうち97%以上が域内で行われている」ことである。

註54) New Zealand Customs Service[18]を参照。New Zealand Customs Service [18] は、「製造」と認められるために最低限必要な工程には以下のものが含まれるとしている。

- ・製品、積荷にマーク、ラベル、分類サインを捺すこと
- ・グリス、錆止め剤の塗装
- ・冷却
- ・破碎
- ・水、水溶液での希釈
- ・積荷の分類
- ・穀、皮をはぐこと、種を取る
- ・電離
- ・バラ荷を包装する、包装を取る、再び包装する、包装を解くこと
- ・販売や品質検査のための準備
- ・発行、標識付け、発券
- ・損傷した部分を取り除くこと
- ・塩処理
- ・試験、検定
- ・取替え、選別、並べ替え
- ・引き伸ばすこと
- ・換気、乾燥

註55) New Zealand Customs Service [18] pp.3-5 にならない、それぞれの定義を以下に示す。

① 材料費

材料費には、購入費用、国際運送費および保険料、港湾料と通関手続き料、倉庫までの国内運送費が含まれる。しかし、関税、反ダンピング税もしくは相殺関税、国内消費税、売上税、物品・サービス税は含まれない。

② インナー・コンテナ費

インナー・コンテナとは「パレット、コンテナ、あるいは貨物譲渡手続きのための運び台として用いられるものを除く、すべての容器」と定義されている。

豪州では、インナー・コンテナも他の材料と同様に製造費に含まれるが、NZではインナー・コンテナは製造費からはずされる。これは、豪

州では製品の「販売時点（輸出可能な時点）」で製造費を計算するのに対し、NZでは製品の「製造時点（製品の製造終了時点）」で製造費を計算する違いに起因している。このため、NZでは「50%ルール」を満たさないものが豪州において「50%ルール」を満たすということが起こりうる。

③ 労働費

第一に、以下の目的で支出する費用である必要がある。

- ・賃金、従業員手当
- ・監督、指導
- ・製造工程管理
- ・材料の入荷、管理
- ・品質管理
- ・インナー・コンテナによる包装
- ・工場内での製品の輸送、貯蔵

第二に、以上の目的に合致する費用が以下(a)～(e)である限りにおいて、それらの全部もしくは一部がQ/Eに含まれる。

- (a)製品の製造者による負担である
- (b)直接的もしくは間接的に製品の生産に関連している
- (c)製品の生産に合理的に割り振ることができる
- (d)特別除外でない（下記の「間接費の除外」を参照）
- (e)間接費など他のものに含まれていない

④ 間接費

以下にあげた間接費はQ/Eに含まれる。

- ・材料、製品の検品または検査費用
- ・以下の事項に関する保険料
 - (i) 生産に用いられる工場、設備、材料
 - (ii) 生産中で未完成であるか完成した製品
 - (iii) 債務
 - (iv) 事故補償
 - (v) 工場、設備の事故による間接的な損害
- ・工場、設備の減価償却費
- ・工場、設備の利子支払い
- ・調査、研究、企画、設計の費用
- ・生産に用いられている不動産に関連する以下の費用
 - (i) 保険費
 - (ii) 使用料、賃貸料
 - (iii) 抵当利子
 - (iv) 建築物の減価償却費
 - (v) 修理費、補修費
 - (vi) 地方税、国税
- ・工場、設備の賃料

- ・エネルギー, 燃料, 水, 照明, 潤滑剤, 雑巾, その他生産に直接関係しない材料と補充品の費用
 - ・工場における保管費
 - ・特許使用料, ライセンス料
 - ・規格協会, 企業団体, 研究団体に対する会費
 - ・医療, クリーニング, 材料と設備の掃除, 材料と安全性の教育, 防護服と防護設備に関する規定に要する費用
 - ・リサイクルできないごみの廃棄費用
 - ・収益をあげない程度の社員食堂への補助
 - ・工場の安全対策費用
 - ・製造工程で用いられるコンピューター整備費用
 - ・域内で行われる製造工程の下請け費用
 - ・従業員の工場内での移動費用
 - ・輸送費用
 - ・付加給付(健康保険など正規の賃金以外の雇い主からの支払い等)税の性質を持つすべての税ただし, 以下の費用はQ/Eに含まれない(「間接費の除外」)。
 - ・業務一般に関わる費用(広告費, 販売費)
 - ・通信費
 - ・海外旅行費用
 - ・経営者による以下の不動産に関連する費用
 - (i) 保険費
 - (ii) 使用料, 賃貸料
 - (iii) 抵当利子
 - (iv) 建築物の減価償却費
 - (v) 修理費, 補修費
 - (vi) 製品の製造完了後に支払われる費用
- 註56) Australian Customs Service [2] pp.238-240.
- 註57) New Zealand Customs Service [18] pp.3-4.
- 註58) New Zealand Customs Service [18] p.5.
- 註59) 詳しくは, Productivity Commission [26] を参照。
- 引用文献**
- [1] Australian Bureau of Agricultural and Resource Economics, *Australian Commodity Statistics 2001*, Commonwealth of Australia, 2001.
- [2] Australian Customs Service, *Australian Customs Service Manual*, Vol. 8. [online] available in (<http://www.customs.gov.au/resources/files/volume8.pdf>).
- [3] Australian Department of Foreign Affairs and Trade, *Closer Economic Relations Background Guide to the Australia New Zealand Economic Relationship*, the Australian Government Publishing Service, 1997. [online] available in (http://www.dfat.gov.au/geo/new_zealand/anz_cer/cer.pdf).
- [4] Australian Department of Foreign Affairs and Trade, *Direction of Trade Time Series 2000-01; one hundred years of trade*, Australian Department of Foreign Affairs and Trade, 2002.
- [5] Australian Treaty Library website, *Australia New Zealand Closer Economic Relations Trade Agreement and Exchange of Letters*, 1995. [online] available in (<http://www.austlii.edu.au/au/other/dfat/treaties/1983/2.pdf>).
- [6] Balassa, B., *The Theory of Economic Integration*, Richard D.Irwin, Inc. of Homewood, 1961, (B・バラッサ著 中島正信訳『経済統合の理論』, タイヤモンド社, 1963).
- [7] Bureau of Industry Economics, *Impact of the CER Trade Agreement; Lessons for Regional Economic Cooperation*, Australian Government Publishing Service, 1995.
- [8] Edwards, S., and S. F. Holmes, *CER: economic trends and linkages*, National Bank of New Zealand and Institute of Policy Studies, 1994.
- [9] Ganesh, N., and J. Poot, "A Study of Trade Liberalization and Factor Mobility with CGE Model of Australia and New Zealand," *Studies in Regional Science*, Vol. 26, 1996, pp. 27-52.
- [10] Hoadley, S., *New Zealand and Australia Negotiating Closer Economic Relations*, New Zealand Institute of International Affairs, 1995.
- [11] 稲永直人・山本康貴「ニュージーランド・シンガポール間および日本・シンガポール二国間自由貿易協定(FTA)における原産地規則の比較分析」, 『農経論叢』第60集, 2004, pp. 147-160.
- [12] 加賀爪優「農産物貿易における国家貿易企業の一元的活動の市場歪曲性について」『京大学生物資源研究』No. 6, 2000, pp. 95-113.
- [13] 加賀爪優「オーストラリアの自由貿易協定への取り組みと国際市場への影響—豪米自由貿易協定の潜在的波及効果を中心として—」『京大学生物資源研究』No. 8, 2002, pp. 47-77.
- [14] 木村福成『国際経済学入門』, 日本評論社, 2000.
- [15] 経済産業省『通商白書2001』, ぎょうせい, 2001.
- [16] 経済産業省『通商白書2002』, ぎょうせい, 2002.
- [17] Market Information and Analysis Unit, *Direction of Trade Time Series 2000-01 One Hundred Years of Trade*, Australian Department of Foreign Affairs and Trade, 2002.

- [18] New Zealand Customs Service, "ANZCERTA Rules of Origins for Trans-Tasman Trade," *New Zealand Customs Service Fact Sheet*, Vol. 20, 2000, pp. 1-11. [online] available in ([http://www.customs.govt.nz/resources/fact 20. pdf](http://www.customs.govt.nz/resources/fact%20.pdf)).
- [19] New Zealand Customs Service, "ANZCERTA Trans-Tasman Textile, Clothing, and Footwear Rules of Origin Enquiries," *New Zealand Customs Service Fact Sheet*, Vol. 21, 2000, pp. 1-3. [online] available in ([http://www.customs.govt. nz/resources/fact21. pdf](http://www.customs.govt.nz/resources/fact21.pdf)).
- [20] New Zealand Customs Service, "ANZCERTA Rules of Origins for Determined Manufactured Raw Materials (DMRM)," *New Zealand Customs Service Fact Sheet*, Vol. 22, 2000, pp. 1-14. [online] available in ([http://www.customs.govt.nz/re- sources/fact22. pdf](http://www.customs.govt.nz/resources/fact22.pdf)).
- [21] Nixon, C., *CER: the Cornerstone of New Zealand's Trade Policy*, NZ Trade Consortium in Association with the NZ Institute of Economic Research (INC.), 2000. [online] available in ([http://www.nzier.org.nz/SITE_Default/SITE_ Publications/x-files/373. pdf](http://www.nzier.org.nz/SITE_Default/SITE_Publications/x-files/373.pdf)).
- [22] 農畜産業振興機構調査情報部調査情報第一課「各国(地域)の自由貿易協定(FTA)における畜産物の例外品目について」『畜産の情報[海外編]』2004年1月号, 2004, pp. 44-58.
- [23] 農林水産省「自由貿易協定をめぐる状況について」, 2003. [online] available in ([http://www.maff. go.jp/sogo_shokuryo/fta_kanren/seisaku.pdf](http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/fta_kanren/seisaku.pdf)).
- [24] 岡田良徳『ニュージーランドの貿易多様化と経済発展』, 大東文化大学経営研究所, 1988.
- [25] Petersen, E., H. Petersen, and R. Gounder, *Closer Economic Relations between Australia and New Zealand: Specialization, Competitiveness, Complementarity*, 2002. [online] available in (<http://ncdsnet.anu.edu.au/pdf/ecdev/2302Petersen.pdf>).
- [26] Productivity Commission, *Rules of Origin under the Australia - New Zealand Closer Economic Relations Trade Agreement*, 2003. [online] available in ([http://www.pc.gov.au/study/roo/interimreport /](http://www.pc.gov.au/study/roo/interimreport/)).
- [27] Report of the Foreign Affairs, Defence and Trade Committee, *Inquiry into New Zealand's Economic and Trade Relationship with Australia*, 2002. [online] available in ([http://www.clerk.parliament. govt.nz/content/706/i4e.pdf](http://www.clerk.parliament.govt.nz/content/706/i4e.pdf)).
- [28] 佐々木輝雄「オーストラリアの経済と地域経済協力の研究-CER協定とAPECを中心に-」『日本獣医畜産大学研究報告』第43巻, 1994, pp. 28-36.
- [29] Statistics New Zealand, *New Zealand Official Yearbook 1996*, Statistics New Zealand, 1996.
- [30] Statistics New Zealand, *New Zealand Official Yearbook 1998*, GP publications, 1998.
- [31] Statistics New Zealand, *New Zealand Official Yearbook 2002*, David Bateman Ltd., 2002.
- [32] Statistics New Zealand, *New Zealand's External Trade Statistics June Years Ending 2002*, Ministry of Foreign Affairs and Trade of New Zealand, 2002.
- [33] 浦田秀次郎編著『FTAガイドブック』, 日本貿易振興会, 2002.
- [34] 浦田秀次郎・日本経済研究センター編著『日本のFTA戦略』, 日本経済新聞社, 2002.
- [35] 若杉隆平『現代経済学入門 国際経済学』, 岩波書店, 1996.
- [36] Viner, J., *The Customs Union Issue*, Carnegie Endowment for International Peace, 1950.